

さいたま市屋外広告物条例及び 屋外広告物の安全対策について

屋外広告物の掲出・表示について

- 屋外広告物とは
建物に取り付けられる壁面看板や屋上看板、地上に建てられる独立看板やはり紙、はり札、立看板、のぼり旗などをいいます。
- 屋外広告物を掲出又は表示するには
「さいたま市屋外広告物条例」によってルールが定められており、原則としてさいたま市長の許可が必要になります。
※一定の要件に該当する自家広告物など、許可が不要な場合もあります。

※屋外広告物が出せない禁止地域や禁止物件があります。

**※街中に掲出が増えている電柱等への「はり紙」や「はり札」等は、
条例違反行為です。**

⇒さいたま市ホームページ



(<https://www.city.saitama.jp/001/010/004/p030742.html>) を御参照下さい。

屋外広告物の管理・安全点検をしていますか？

- 広告物の表示者、設置者、管理者、所有者又は占有者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。
- 許可を受ける広告物で上端の高さが地上4mを超えるものを設置する場合は、広告物の管理者を置かなければなりません。
- 近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が重要となっています。
日常的な安全点検の実施や、有資格者による定期点検を実施してください。

⇒国土交通省ホームページにて掲載の「看板の安全管理ガイドブック」

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/content/001518143.pdf>)

を御参照下さい。



※御不明点等がある場合は、裏面記載の問い合わせ先まで御連絡下さい。

【許可に関する問い合わせ】

○屋外広告物の設置場所が、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の場合
〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1（大宮区役所内）
北部都市計画指導課 TEL048-646-3178

○屋外広告物の設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合
〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10（中央区役所内）
南部都市計画指導課 TEL048-840-6178

【その他、屋外広告物条例に関する問い合わせ】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
都市局 都市計画部 都市計画課 TEL048-829-1409